

各務原市クリーンセンター公害監視委員会要綱

(平成元年10月21日決裁)

(設置)

第1条 各務原市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）における公害の監視及びモニターの運営を行うため、各務原市クリーンセンター公害監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び公害防止に関する諸法律の精神に基づき、クリーンセンター及び周辺地域の生活環境及び自然環境の保全を図るための監視を行うものとする。

2 委員会の委員は、クリーンセンターの管理に関し、迷惑事項を感知したとき、又は意見、要望、苦情等を受けたときは、直ちにクリーンセンター所長に通報するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 宮代町自治会が推薦する者 2人
- (2) 大島東自治会が推薦する者 2人
- (3) 大島中自治会が推薦する者 2人
- (4) 大島西自治会が推薦する者 1人
- (5) 伊吹町自治会が推薦する者 3人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員に欠員が生じたときは、該当地区の自治会が後任の委員を推薦する。

(役員)

第4条の委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員が互選し、任期は2年とする。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、専門的な事項について、必要があると認めるときは、委員以外の者を

会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 定例会は、一の年度につき1回以上開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から請求があったときは、臨時会を招集することができる。

4 委員長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴することをもって会議に代えることができる。

（モニターの処理等）

第6条 クリーンセンター所長は、第2条第2項の規定による通報（以下この条において「通報」という。）があったときは、速やかにこれを処理し、その結果を通報をした委員に報告するとともに、会議に報告しなければならない。

2 通報の処理に当たっては、委員の氏名を公開しないものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、クリーンセンターにおいて処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年10月21日から施行する。

附 則（平成23年1月10日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年5月24日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。